

自治体委託業務等災害補償保険 保険料・補償内容

Aプラン（約定履行費用保険） 補償項目	保険金額	保 険 料	保険金のお支払先
死亡見舞金・後遺障害見舞金 委託業務上の災害（疾病・ケガ）により180日以内に死亡又は後遺障害が生じた場合	1,000万円	（委託料等※1 1,000円※2につき） 12,111円 ※1 委託料とは、委託料、報奨金、謝礼金その他のいかなる名称を問わず、委託業務の対価・有償ボランティアとしての活動に対する報償として、自治体等が私人に対して支払う一切の金銭をいいます。委託料等に加えて実費を支給している場合は実費も加えてください。 ※2 委託料等は保険年度の2年前の決算書の金額とします（分からない場合は、見込み金額とします）。	自治体等 にお支払い します。 ※自治体等が認定のうえ、お見舞金を被災者等に仮払いされた金額を保険会社から自治体等にお支払いします。
療養費見舞金 委託業務上の災害（疾病・ケガ）により療養費用が発生した場合	療養に必要な費用 （実費）		
休業補償見舞金（支払限度日数：30日） 委託業務上の災害（疾病・ケガ）による療養のために勤務・その他の業務に従事できない場合で、給与等を得ることができない場合	日額4,000円		
葬祭費用見舞金 委託業務上の災害（疾病・ケガ）により死亡され自治体等が葬祭費用の給付を行った場合	50万円		
介護見舞金 委託業務上の災害（疾病・ケガ）により所定の状態に該当した場合	300万円 （一時金）		

B・Cプラン （傷害総合保険）補償項目	Bプラン保険金額	Cプラン保険金額
死亡・後遺障害保険金 （委託業務上の災害（ケガ）により180日以内に死亡又は後遺障害が生じた場合）	1,000万円	500万円
入院保険金日額（支払限度日数：180日） 委託業務上の災害（ケガ）により入院された場合	10,000円	5,000円
手術保険金 委託業務上の災害（ケガ）により手術を受けた場合	手術の種類により入院保険金日額の5～10倍	
通院保険金日額（支払限度日数：90日） 委託業務上の災害（ケガ）により通院された場合	5,000円	3,000円
介護保険金 委託業務上の災害（ケガ）により所定の状態に該当した場合	300万円	100万円
保険料（補償対象者1名当たり） ※対象者の名簿は常時備えつけていただきます。	A級 17,280円 B級 41,660円	A級 9,300円 B級 22,440円
保険金のお支払先	被災者又はその遺族 ※保険会社が認定し、被災者等に直接お支払いします。	

B・Cプランの職種級別について

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
※ オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競走選手、自動車競走選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競走選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 なお、プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

※ B・Cプランは疾病による事故は対象外となります。